

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岐阜県関市鋳物師屋3丁目2番50-6号

氏名 櫻井 佑樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県中濃県事務所長 和田 真吾



許可の年月日 令和 4年 1月12日

許可の有効年月日 令和 9年 1月11日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、及び機器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記10品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物の残さ、鉱さい、ばいじん

以上 16種類

上記品目は、水銀使用製品産廃廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。

2 積替え又は保管を行うための場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

令和 4年 1月12日 産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

5 積替え許可の有無 有 ・ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無